平成２１年（フ）第４６９号
沖縄県南城市佐敷字仲伊保219番地１
債務者　運天千加子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４７６号
沖縄県浦添市伊祖２丁目15番５号　めぐみビル３―203号
債務者　赤嶺　香織
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４８２号
沖縄県那覇市若狭２丁目10番９号
債務者　恩河　清和
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４６号
北海道余市郡余市町登町８番地７、前住所北海道余市郡余市町大川町５丁目118番地７　ガーデンハウス川口２―102号室
債務者　斉藤　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２５８号
北海道余市郡余市町大川町７丁目57番地　ハイツ長谷川102、前住所北海道余市郡余市町黒川町９丁目70番地14　レインボーマンション１階103号
債務者　荻野結茶子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７０号
北海道余市郡余市町黒川町８丁目37番地１　川端アパート２階、前住所北海道余市郡余市町登町12番地12
債務者　澤里　一恵
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４１号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷84番地２
債務者　堀川　まり（旧姓高岡）
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
宮城県大崎市古川若葉町２丁目８番５号
債務者　菅原真由美
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字鴻ノ巣52番地29
債務者　高橋　　彰
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
宮城県大崎市古川中里５丁目13番35号　コーポ伊東202号
債務者　佐々木真二
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
秋田県北秋田市旭町５番３―４号、借入時住所秋田県男鹿市男鹿中滝川字坂の下52―１
債務者　柴田　親子（旧姓目黒）
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１４９号
秋田県鹿角市尾去沢字瓜畑１番地41、前住所宮城県柴田郡柴田町松ケ越２丁目７番地５
債務者　原田　優子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１５０号
秋田県大館市比内町扇田字上扇田45番地２
債務者　金谷　昌子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３３３号
茨城県つくば市中根216番地
債務者　本橋　　洋
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３７号
茨城県つくば市九万坪48番地30
債務者　小川　啓子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３８号
茨城県土浦市港町２丁目１番21―202号グランレイクシイナ
債務者　本川規容子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３９号
茨城県つくば市上広岡538番地
債務者　村山　好一
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係